

# 第1章 東大和市住宅マスタープランの目的

## 1-1 東大和市住宅マスタープラン策定の目的

住宅は、個人の生活の場のみならず、都市の安全、環境、福祉、文化、地域コミュニティなどの生活環境に密接に関連している重要な都市の構成要素と言えます。したがって、住宅に関する施策は、都市や社会の発展を持続可能なものとするため、総合的かつ計画的に推進されなければなりません。

これまで市は、総合計画、東大和市都市マスタープラン、東大和市住宅マスタープラン等に基づき取り組んできました。高度経済成長の時期には、住宅の量の確保を目的に、国、東京都をはじめ市や関係団体により、様々な施策が展開されてきましたが、成熟社会となった現在は、住宅の質の向上と居住の安定の確保が求められるようになっていきます。

また、市においては、建設から半世紀を経ている市営住宅の運営を今後どのようにしていくかが喫緊の課題ともなっています。

平成18年の「住生活基本法」制定に基づき国は、住生活の安定の確保及び向上の促進に向けた、住生活基本計画(全国計画)を策定しました。東京都は「東京都住宅マスタープラン」(住生活基本計画の都道府県計画)を平成24年3月に改定しました。

市においても、経済の低成長と厳しい財政運営を強いられるなか、超高齢社会に適切に対応するとともに、これまでの住宅に関する計画を整理するなかで、福祉政策等との連携を図った市営住宅の運営や、用地の活用方針をまとめるため、第2次となる東大和市住宅マスタープラン(住生活基本計画の市町村計画)を策定するものであります。

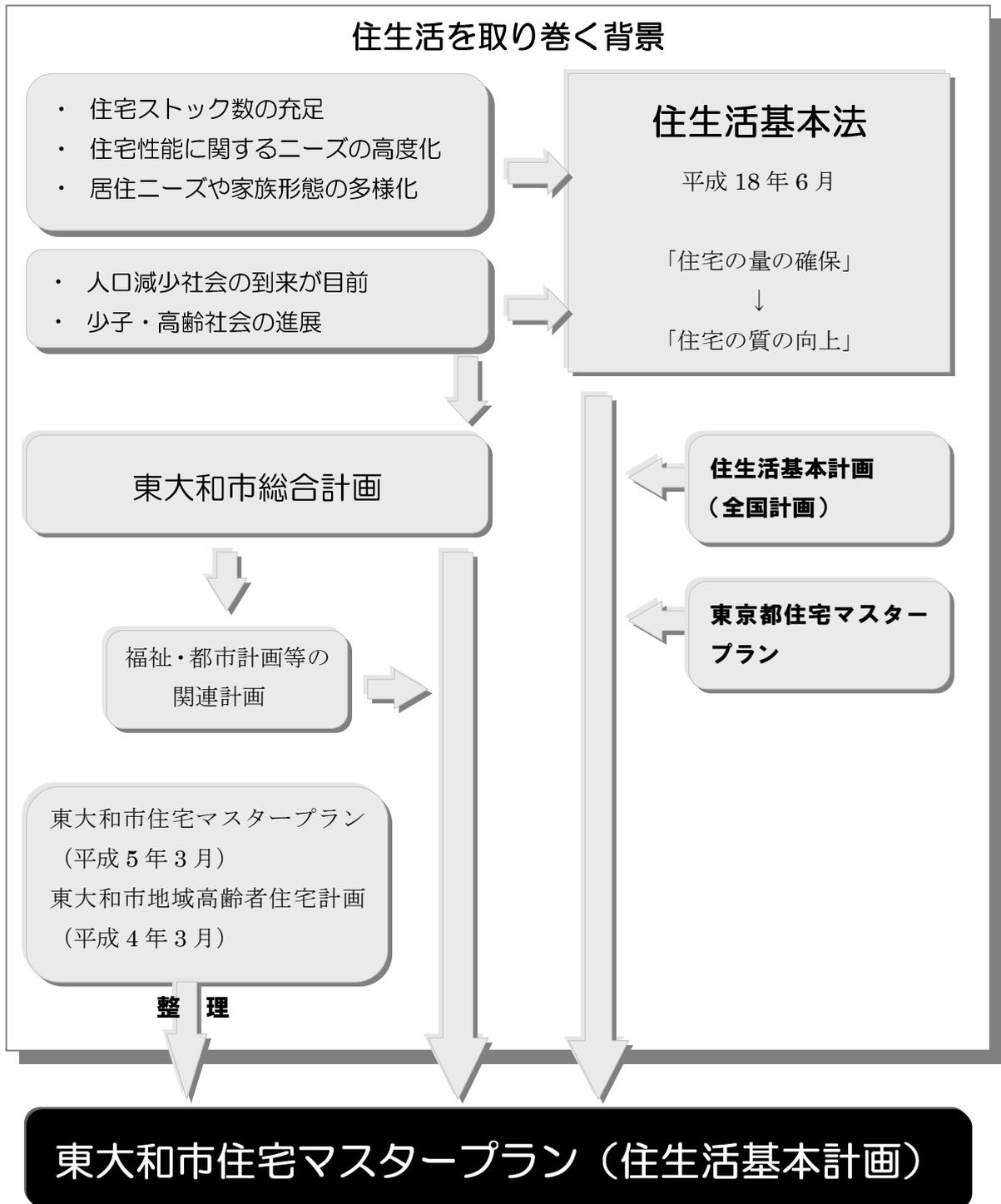
今後、市民、地域団体、住宅関係事業者、関係団体等との連携を一層密にし、住生活の充実を目指していくものであります。

## 1-2 東大和市住宅マスタープラン（住生活基本計画）の位置付け及び性格

本計画は、総合計画等関連計画との整合を図るとともに、東大和市都市マスタープランに掲げる分野別都市づくり方針の「住宅と都市づくり」を包含するものとし、住生活に関する分野の個別計画として本市の住生活に関する施策展開の方向を総合的に定めるための計画です。

また、本計画は、東京都住宅マスタープランとの整合性を図るとともに、住生活基本法に基づく市民の住生活の安定と向上の促進に関する基本的な方向を定める「住生活基本計画」の市町村計画としての性格を合わせ持つものです。

図 1-1 東大和市住宅マスタープラン(住生活基本計画)の位置付け及び性格



### 1-3 計画期間

#### (1) 計画の期間

本計画は、平成25年度(2013)から平成34年度(2022)までを計画期間とします。また、基本理念は20年後、30年後の将来像を見据えるものとします。

#### (2) 計画の見直し

本計画は、社会経済情勢の変化、上位・関連計画の見直し、計画期間の終了等により、適宜中間見直しや新計画の策定を行うものとします。

図1-2 計画の期間

